

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当課
29.5.1	29.5.15	大阪市が行う決定行偽等に対して異議申立の制度があり、異議申立書の項目に「処分庁の教示の有無及び内容」（表示が異なる場合でも同趣旨のもの含む）があるものについて提出された異議申立書の記載が空白を含む「無い又は無いことを意味する文言」であるがH23年度以降受付を行っている「異議申立書とその決定書およびその決裁」。ただし北区を含む各区の身体障害者手帳交付に係るものを除く。 (此花区役所に係るものについて)	不存在	号	此花区	企画総務課 (企画総務)
29.5.1	29.5.15	身体障害者手帳交付申請（視野又は視野・視力障害）で審査請求あったものに係る決定書（棄却）の理由について、提出した診断書にA：視野表、B：視能率、C：所見のいずれにも記載があるにもかかわらず①Aのみ、②Bのみ、③Cのみ、④AとB、⑤AとC、⑥BとC、⑦ABC、について記載・説明しているものについての決定書とその決裁。ただし、H23・24年度に作成した各区保有分であり①～⑦に区分したもの。（此花区役所に係るものについて）	不存在	号	此花区	保健福祉課 (福祉)